

川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当
居宅介護支援事業者の登録等に関する要綱

平成12年1月11日
11川健介第360号
健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則（平成12年川崎市規則第1号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録の申請等について必要な事項を定めるものとする。

(基準該当居宅サービス事業者等に係る登録の申請)

第2条 規則第4条に規定する基準該当居宅サービス事業者に係る登録の申請を行おうとするものは、基準該当居宅サービス事業者等（基準該当居宅介護支援事業者）登録申請書に、次の各号に定める事業の区分に応じ、当該各号に定める付表を併せて提出するものとする。

(1) 訪問介護又は介護予防訪問介護に係る事業

基準該当訪問介護事業所等の登録に係る記載事項（付表1-1）

基準該当訪問介護事業又は基準該当介護予防訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合にあっては、基準該当訪問介護事業等を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項（付表1-2）

基準該当居宅サービス事業所の加算に係る登録事項（付表7）

(2) 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護に係る事業

基準該当訪問入浴介護事業所等の登録に係る記載事項（付表2）

(3) 通所介護又は介護予防通所介護に係る事業

基準該当通所介護事業所の登録に係る記載事項（付表3-1）

基準該当通所介護事業又は基準該当介護予防通所介護を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合にあっては、基準該当通所介護事業等を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項（付表3-2）

基準該当居宅サービス事業者等の加算に係る登録事項（付表7）

(4) 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る事業

基準該当福祉用具貸与事業所等の登録に係る記載事項（付表4）

(5) 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る事業

基準該当短期入所生活介護事業所等の登録に係る記載事項（付表5）

基準該当居宅サービス事業者等の加算に係る登録事項（付表7）

(基準該当居宅介護支援事業者に係る登録の申請)

第3条 規則第6条に規定する基準該当居宅介護支援事業者に係る登録の申請を行おうとするものは、基準該当居宅サービス事業者等（基準該当居宅介護支援事業者）登録申請書に、基準該当居宅介護支援事業所の登録に係る記載事項（付表6）を併せて提出するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。